

令和5年6月（第2回）定例会 総務財政委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第53号宇部市職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件外1件について、付託されました総務財政委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第53号及び第54号の2件についていずれも賛成多数をもって、お手元の委員会審査報告書に記載のとおり決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第53号宇部市職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件です。

本案は、新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した職員に対し支給する特殊勤務手当を廃止するものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

衛生業務従事手当を支給される職種と、その業務内容についてただしたところ、職種については、保健師や一般の事務職員であり、業務については、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために緊急に実施される措置に係る業務である。

具体的には新型コロナウイルス感染症の検査キットの配布に対応した者については1日3,000円であり、対象者は令和2年度1人、令和3年度ゼロ人、令和4年度延べ110人である。

また、新型コロナウイルス感染症の患者もしくはその疑いがある者の身体に接触する業務に従事した者については1日4,000円であり、対象者は令和2年度延べ59人、令和3年度延べ6人、令和4年度延べ9人であるとのことでした。

以上のような質疑の後、本案に反対する立場から、新型コロナウイルス感染症が5類に変更になったとはいえ、感染者やコロナウイルスがなくなったわけではなく、新型コロナウイルス感染症に関係する業務に従事する職員は現在もいることから、この手当は残すべきであるとの討論がなされました。

その後、行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第54号宇部市税賦課徴収条例中一部改正の件です。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、森林環境税の導入、原動機付自転車に係る規格の改正その他所要の整備を行うものです。

本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、森林環境税について、本市の該当する人数と徴収額をただしたところ、令和6年1月1日から約8万人が該当し、国税ではあるが約8,000万円を見込んでいるとのことでした。

次に、森林環境税非課税となる方の規定をただしたところ、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方、前年の合計所得金額が135万円を超えない障害者、未成年者、ひとり親等に該当する方、または所得が政令で定める基準以下の方であるとのことでした。

以上のような質疑の後、本案に反対する立場から、森林を保全するのは必要であり大事なことではあるが、このたびの森林環境税の徴収については、住民税の均等割分に上乗せという形で、所得に関係なく広く国民から1,000円を徴収するということであり、税の公平性の観点からも違うのではないかと。

また、国税の問題であるが、事業活動で二酸化炭素などを出している大企業からは負担を求めておらず、このような税を本市が法定受託事務として市民から徴収することは賛成できないとの討論がなされました。

その後、行った採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、賛成多数をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

よろしく御審議くださるようお願いしまして、総務財政委員会の報告を終わります。